

Title	自然法則 ( La loi naturelle ) に関する新刊書二種
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.5 (1936. 5) ,p.725(139)- 729(143)
JaLC DOI	10.14991/001.19360501-0139
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360501-0139">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360501-0139</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現在の生活環境からの本質的影響の結果として、兩者の個性の進展の類型的相違を示すものであると考へられそうであるからである。今假りに果して然りとすれば、吾々はこの兩者の類型的相違を兩者の現在の生活環境の相違から理解しなければならぬし、また理解せられ得る筈である。また若しこの兩者の間の相違が此處に假定せられたやうな類型的な相違を示してゐるものでないとするれば、吾々はその相違の説明を更らに彼等の過去の生活環境の内々に求めやうと努めなければならぬ。そしてこれが吾々に課せられた當然の科學的態度である。

しかもかくの如き研究態度から見ると、以上のパロカートの研究は、その正しい方法論的立場にも拘らず、この最も重要な一點に於いて未完成であり、或はまた甚だ不充分であると云はなければならぬ。總じて彼の研究に於いてはその被研究者の自然的並に社會的生活諸條件に関する洞察が行はれてはゐるが、私の讀了後の印象に従へば、その多くは未だ彼の研究の核心に連結せしめられてゐないと云つてよい。従つてこの稍々不徹底な問題の取り扱ひ方が纏て、右の私の批評の如く、彼をして徒弟と青年農業労働者との間の著しい相違を充分基礎づけ得るやうな研究に立入ることを妨げてゐると見做して宜しからう。

註三、拙著「經濟心理学」後篇 第三章 参照。

—昭和十一年三月二十二日稿—

## 自然法則 (La loi naturelle) に関する新刊書二種

- I B. Raynaud, La loi naturelle en économie politique, 1936
- II Ch. Bourthoumieux, Essai sur le fondement philosophique des doctrines économiques, 1936

永田 清

こゝにいふ自然法則とは自然科學的法則といふ意味ではなくて、自然的秩序 (L'ordre naturel) の理念と等しい可成り形而上學的な法則の謂ひである。このやうな自然法則を信じて、この上に經濟學を建設したものにフイジオクラフトがある。然しフイジオクラフトだけが自然的秩序を説いたのではなくて、それには先蹤もあり、また後繼者もある。然しこれ等の學說史的考證は姑く措くとして、如何なる因由から經濟學上に自然法則の理念が導入せられ、而してまたそれは如何なる形で展開したのであらうか。惟ふに自然法則の理念は本來倫理的・宗教的の信念から發生したものである。至高・全智・仁愛の神を信することは、そのもとに制定せられたる自然法則に従ふことを命令する。この法則は不變不可侵にして最善なる宗教的法則である。この法則は如何にして會得されるか。吾々は理性の炬火 (Le flambeau de la raison) を浴びなければならぬといふのである。このやうな理論が、經濟學上における

る自然的秩序の理念の基礎となつて、規範的な社會觀を構成してゐる。この規範的な社會觀は勃興資本主義が要求するところの自由放任主義に展開して、正統派經濟學者に傳はつたのである。

自然法則が自由主義者によつて繼承せられたことは前述の通りだが、この理念は基本的な社會觀を構成するだけに、爾後種々なる學派によつて批判檢討せられた。例へば、歴史學派、數理經濟學派、社會學派、無政府主義者等は「應この法則を取り上げてゐる。特に現下においては、統制經濟の強化によつて、この自然的秩序の理念は根本的に批判されやうとしてゐる。然しかゝる批判の對象となる自然法則は形而上學的な理念のものである。宗教的信念を離れた必然的法則は之を否定することが出來ぬ。斯くて理神論に基く自然法則は今や科學的必然性に基く經濟法則に轉形しつゝある。これが往時の自然法則の發展形態とも謂へるのである。故に自然法則論を顧みてその發展過程を辿ることは、經濟學方法論の重要な一領域を構成するといつてよい。新刊の前掲二書はこの意味から經濟學基本問題に新しい領域を提供してゐる。

レノオの「經濟學における自然法則」から述べよう。この書は二卷より成る。第一卷は「經濟學における自然法則の理念」であり、第二卷は「經濟的自然法則」論である。今度第一卷のみが公刊せられた。レノオは前に十八世紀の自然的秩序に關する研究を發表してゐるが、今この「經濟學における自然法則の理念」において、自然法則を學說史的に考察すると共に、この法則を現在吾々は如何に考ふべきかを説いてゐる。

彼れによると、この自然法則の問題は二つの部門に分たれる。第一は自然法則論の歴史的發展であり、第二は如何なる自然法則が經濟學上受け容れられるかである。こゝに紹介せんとする前掲書はこの第一の問題に答へんとす

るものである。第二の問題は第二卷「經濟的自然法則」論の對象たること、第一卷の序文に説かれてゐる(八頁)。總じて自然法則の理念の研究については、二つの方法が可能である。一は各論者の綜合的研究であつて、彼れ等のとつた地位を學說的に決定することである。他は分析的研究であつて、正確なる資料に基き、論者の思想を詳細に追求することである。レノオはこの書において第二の分析的方法をとつてゐる(序文、八頁)。従つて論述の方法は、自然法則の思想を大きな背景から眺めて行くのではなくて、各論者の代表的な勞作を取りあげて、而してその中に自然法則の理念が如何に表明せられ、またこの理念が如何に批判せられてゐるかを原文の引用によつて究明するのである。

先づ彼れは「自然權」の傳統から出發する。この強力なる傳統が自然法則の理念の一部を導入したとみるからである。古代・中世寺院法學者(主としてトオマス・アクィナス)・近世初期(ボダン、グロチウス、プッフエンドルフ、モンテスキュー)における自然權の傳統は「教義法」(loi-précepte)であつて、未だ「證明法」(loi-constatation)に到達してゐない。この「證明法」への先驅者はカムバアランドである。カムバアランドの思想はやがてベンタムの功利主義に展開し、またワイジオクラートの自然的秩序論に影響してゐる。レノオがカムバアランドから直ちにワイジオクラートへ進まずして、ペテイ、ボアギエ、ベエル、カンティヨン、フォルボネ、モンテスキューを論ずるのは研究の精緻を示すものといつてよい。ワイジオクラートにおける自然法則の説明は極めて要領よく、またその反對者としてのマブリー、ガリアニ、ランゲの自然法則批判の紹介も簡明で要を盡してゐる。つゞいて彼れは自然法則論の後繼者を英・佛において説いてゐるが、これ等代表者が總べて古典的自由主義學派に屬するものであること前述した通りである。レノオによると、近代的な自然法則の概念は「證明自然法則」である。かゝる法則概

念を確立したものは、コント及び實證主義者、歴史學派、數理學派である。この實證的な自然法則は經濟學上に導入せられて、經濟的自然法則の實際的概念を構成した。色調は様々であるが、この意味の自然法則は、自由學派、數理學派、社會主義學派、國民主義經濟學派(歴史學派)、社會學派、干渉主義者、無政府主義者によつて受け容れられてゐる。かくて彼れはこれ等論者について自然法則の理念を明らかにし、更らに偶然性の問題及び現下における統制經濟を巡る行爲の問題を説いて、自然法則の現代における意義を究明する。自然法則はもはや往時の信念的要素を棄て、實證・行爲の基礎づけをもちつゝある。かゝる新しい意味の自然法則の理念が現下における自然法則論を構成する。かくて經濟學上における自然法則論は二十世紀人に向つて新しい行爲の領域を展開した。然らば、かゝる行爲は如何なる條件に基いて決定されるか。レエノオは、この問題を第二卷において説くことを約束して、本書を閉ぢてゐる。

「プウルトゥミュウの「經濟學說の哲學的基礎論」は等しく自然法則論を主題としてゐるが、その論述の方法はレエノオの前掲書と異つて、寧ろ前述せる綜合的方法によつてゐる。即ち自然法則は十八・九世紀を通じ、全體として如何なる内容をもつたかを綜合的に論述する。而してこの書の副題に *Rousseau contre Quesnay* といふ文字が掲げられてゐるのは、著書が結論において、フイジオクラートの神秘的先驗主義はルソオの *divine* におき換へらるべきことを主張する爲めである。先づ彼れはフイジオクラートの自然的秩序論が自然權の哲學及び理神論より引き出されたものであることを明らかにし、その内容は神意を説く神秘的先驗主義及び自然といふ言葉によつて表はされた獨斷的臆說であると説いてゐる。この自然法則の理念は爾後の經濟學說に極めて大なる影響を及ぼし、且つこ

の理念が定命論的法則に轉化するに及んで、觀念論者及び唯物論者の總べてを捉へた。而して著書によると個人を離れた法則性の理念はミトスである。だから自然的秩序の宗教に對して、*Civisme* が代置せられねばならぬ。これによつてケネエの提出した問題ははじめて科學的な根據をもつといふのである。

レエノオにせよ、プウルトゥミュウにせよ、自然法則が經濟學の基礎となるためには、從來の宗教性を棄て、何等かの新しい内容を持つべきことを等しく説いてゐる。現在において自然法則を考察する場合、かゝる結論に到達することは極めて至當であらう。然しこのやうな内容の變化を蒙つた概念が猶ほ自然的秩序といふ言葉で謂ひ表はされるのであらうか。

(一九三六・四・三三)